



議案第十九号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和四十九年三朝町条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百万円」を「百五十万円」に、「五十万円」を「七十五万円」に改める。

第十条第一項中「三十万円」を「三十五万円」に、「六十万円」を「七十万円」に、「七十万円」を「八十五万円」に、「百万円」を「百二十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十一年九月七日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十条第一項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。